学 生 各 位

理事(教学担当)

課外活動の再開について(令和3年9月28日時点)

令和3年10月1日(金)から、大阪府等の緊急事態宣言が解除となります。下記のとおり対面における活動再開を許可します。引き続きガイドライン【第3版】を遵守し感染予防対策を徹底してください。

記

令和3年10月1日(金)より課外活動の再開を許可する

*ただし、新型コロナウイルス感染症対策を含む令和3年度「課外活動団体活動申請書(10月1日版)」を理事に提出し、許可された団体に限る。

部活動及び課外活動施設を利用する活動に関する 新型コロナウィルス感染拡大防止対策についての ガイドライン【第3版】

新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、本学の部活動団体が行う活動・イベントにおいて講ずべき対策を示すものです。

新型コロナウィルスは、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、軽症や無症状であっても、気づかずに周囲の人に感染を広め、人の命に関わることもあります。

一人ひとりが、決して「自分は大丈夫」と思わず、感染から身を守りながら、人にうつさないよう徹底して取り組むことが必要です。

部活動団体は、この趣旨を踏まえ、以下に掲げる方針に基づき、必要な対策を講じてください。部活動団体の対策を確認し、必要な取組がなされていないと認める場合には、規模、 時間を縮小等により本ガイドラインに適合させるよう求める場合があります。

1 基本的方針

- (1)以下の事項に該当する場合は、自主的に参加しない
 - ・活動参加前2週間以内で発熱、咳、くしゃみ、鼻水、呼吸困難、嗅覚・味覚異常などの 体調不良がある
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等 への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
- (2) 参加者が以下の基本的感染防止対策を守って行動する
- ①人との身体的距離を基本的に2m (最低でも1m)保つ
- ②マスクを持参する(準備、着替え、運動を行っていない時や会話をする時にはマスクを 着用する)
- ③活動前後にアルコール消毒液で手指消毒を行う(なければ石鹸での手洗いを行う)
- (3) 部活動団体が上記(1)(2) を管理し、以下の「3つの密」を回避する環境を維持する
- ①密閉させない:可能な限り多く換気し、最低でも1時間に1回行う
- ②密集させない:(2) ①を守る
- ③密接させない:(2)①を守り、話すときは(2)②でマスクをさせる 唾液が飛沫するような大声や激しい呼気を出させない
- (4) 十分な熱中症対策を行う
- (5) 必要最低限の参加人数及び活動時間を設定し、厳守する

2 個別方針

- (1)参加者について
- ①1(1)に該当がある者を参加させない
- ②基礎疾患のある者は重症化する恐れのあることを伝え、十分に了解を得た上で参加させる
- ③参加者に感染者、濃厚接触者その他保健所や検疫所の指示により自宅等での待機中の者が確認された場合は、活動を中止する
- ④参加者の数が多い時にはグループ分けを行い、1 グループの数が 5 0 人以内であることを条件とする

(2) 活動について

- ①参加者が活動前後に手指消毒を確実に行うこと。アルコール消毒液がない場合は、石鹸による手洗いを30秒程度かけて確実に行う
- ②マスクなしでの会話をしない
- ③活動前後の移動や集合なども含めて、できる限り人と 2mの距離(最低でも 1m) を確保して活動する
- ④屋内での活動は、できる限り常時窓、扉を開放する。最低でも1時間おきに、屋内の空気がすべて入れ替わるように換気すること
- ⑤更衣室、シャワールーム等の閉鎖空間はできる限り使用しない。使用せざるを得ない場合は、以下の条件を守る
 - ・人数を最小に限定する
 - ・複数が入る場合はマスク着用をさせ、会話を禁じ短時間で行う
 - ・使用後は入口を開放し5分以上換気を行う
- ⑥活動終了後に、必ず使用した物品や多くの手が触れる場所(ドアノブ、ロッカー、椅子等)をアルコールや消毒液等で清拭消毒する
- ⑦濃厚接触者の定義(令和2年4月20日以降の国立感染症研究所感染症疫学センターから出されている最新の定義)を厳守した状態で活動を行う

※濃厚接触者の定義

罹患者が発症した2日前から、1メートル程度の距離で感染防止策なしに15分以上接触した者

- ⑧呼気が激しくなりやすい運動は屋外に限り、人と人との間隔を5m(ウォーキング程度までの動きの場合)から10m(ランニング程度の動きがある場合)程度、確保して活動を行うこと
- ⑨活動後は速やかに帰宅する

(3) 運営管理について

①部活動団体は、本指針を踏まえ新型コロナウィルス感染症拡大防止対策として、「課外 活動団体活動申請書」を作成し、学生支援課に提出する

内容に変更が生じる場合は、その都度「課外活動団体活動申請書」を提出し許可を得る ②部活動団体が他機関と合同で行う活動(練習や発表会、合同催事等)は、本ガイドラインを参考の上、当該機関と協議により定めた新型コロナウィルス感染症拡大防止対策を講じる

- ③1 (1)の体調不良となった参加者は直ちに部活動団体に連絡することを徹底し、部活動団体は学生支援課に直ちに連絡する
- ④基本的方針及び個別方針を遵守したうえで、学外での対外試合(日帰り遠征を含む)、 学外における収容定員を考慮した演奏会を認める
- ⑤基本的方針及び個別方針を遵守したうえで令和3年4月1日から、事前に学生支援課に申請し、許可を得た課外活動団体に対して、ライブ活動、合宿、宿泊を要する遠征、イベント活動を認める
- ⑥基本的方針及び個別方針を遵守したうえで令和3年4月1日から、事前に申請し学生支援課の許可を得た課外活動団体に対して、学外者を招いての学内活動を認める
- ⑦集団での会食は禁止する
- ⑧活動時間の制限は解除する。ただし、健康管理及び授業に支障のない範囲とするまた参加者が多い団体については、1(5)を厳守する
- ⑨課外活動中に罹患者が出た、または、その疑いがある場合は、速やかに保健センター及び学生支援課へ報告するとともに、当該学生団体は直ちに活動を停止し、保健所または大学から指示がでるまで全員自宅待機する
- ⑩課外活動への参加については強制ではなく任意参加とする

令和3年3月30日 和歌山大学理事(教学担当)

課外活動団体活動申請書(10月1日版)

和歌山大学長 殿

	氏 名	印
代表者	学生番号	
	所属学部	

新型コロナウイルス感染防止対策を講じた詳細な活動内容を下記のとおり申請します。

記

		iC					
団 体 名							
活動内容							
部員数(会員数)	男子 女子	名 名		合計		名	
活動場所							
活動日時	【毎週	曜日】【	時	分から	時	分】	
	【毎週	曜日】【	時	分から	時	分】	
	【毎週	曜日】【	時	分から	時	分】	
	【毎週	曜日】【	時	分から	時	分】	
	【毎週	曜日】【	時	分から	時	分】	

^{※1}日の活動時間は原則として、3時間以内とする。

[※]この「課外活動団体活動申請書」に記載した対策を講じずに活動したことが判明した場合は、その後の活動を禁止する場合があります。

また、必要な感染対策を講じず活動し、集団感染が発生した場合は、無期限で活動を禁止する場合があります。